## 共 同 企 業 体 協 定 書

(目的) 第1条 当共同企業体は,岡山市発注の岡山

第1条	当共同企業体制	は,岡山市新	&注の岡	山市焼去	『残渣再資	源化業務才	話(単価	i契約)(J	以下「委
言	£業務」という。	)を共同は	連帯して	て営むこる	とを目的と	こする。			
(名称)									
第2条	当共同企業体制	<b>す</b> ,							共
F	司企業体(以下	「企業体」。	という。	) と称	する。				
(事務所	所の所在地)								
第3条	当企業体は,事務所をに					に置く。	)		
(成立の	の時期及び解散の	の時期)							
第4条	当企業体は,_	年	月	日に月	戊立し,委	託業務の委	託期間終	を了後3カ	1月以内
を	と経過するまでの	の間は、解	散するこ	ことができ	きない。				
2	委託業務を受認	光すること 7	ができた	なかった。	ときは,当	企業体は, ī	前項の規定	定にかかれ	わらず,
= 7	当該委託業務に信	系る委託契約	約が締約	詰された [	日に解散す	<b>よるものと</b>	する。		
(構成員	員の住所及び商品	号又は名称)	)						
第5条	当企業体の構成	成員は,次(	のとおり	りとする。					
	第1構成員	住	所						_
	(代表者)	商号又は	名称						_
	第2構成員	住	所						_
		商号又はク	名称						_
	第3構成員	住	所						_
		商号又はク	名称						_
	第4構成員	住	所						<del></del>
		商号又はク	名称						_
	第5構成員	住	所						_
		商号又はク	名称						_
	第6構成員	住	所						_
		商号又は	名称						_
	第7構成員	住	所						_
		商号又は	名称						

(代表者の名称)
第6条 当企業体は, ( )業者である
を代表者とする。
(代表者の権限)
第7条 当企業体の代表者は、委託業務の実施に関し、当企業体を代表して、その権限を行うこ
とを名義上明らかにした上で,委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託代金の記
求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。
(構成員の業務の分担)
第8条 各構成員の業務分担は、次のとおりとする。
【処理業務】 (焼却残渣の再資源化に係る前処理)
業務を行う構成員
住 所
商号又は名称
【処理業務】((前処理後の)再資源化処理)
業務を行う構成員
全 所
商号又は名称
iii () 入(&(1小)-
【最終処分業務】 (再資源化できない不適物の最終処分)
業務を行う構成員
住 所
商号又は名称
【収集運搬業務】(区間:当新田(飛灰・不燃物),東部クリーンセンター(不燃物)
【収集達販未物】 (△同・ <u>ヨ初田 (尾八・竹盛物)</u> , <u>末師ク                                   </u>
************************************
住 <u>所</u>
商号又は名称
【収集運搬業務】(区間:~)
業務を行う構成員
<b>分</b>

商号又は名称\_\_\_\_\_

【収集運搬業務】(区間:~~~	)
業務を行う構成員	/
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
住	
商号又は名称	
【収集運搬業務】(区間:~~~	)
業務を行う構成員	
住	
商号又は名称	
(運営委員会)	
第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び	<b>ぶ編成並びに委託業務の実</b>
施の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に	ご関する基本的かつ重要な
事項について協議の上決定し、委託業務の実施に当るものとす	<b>3</b> .
(構成員の責任)	- •
第10条 各構成員は、委託業務の実施に伴い運営委員会が決定した業績	務分担の実施に関し, それ
ぞれ責任を負うものとする。	
(取引金融機関)	
第11条 当企業体の取引金融機関は,	とし, 共同企業体の名
称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものと	する。
(沖筲)	

(決算)

第12条 当企業体は、委託業務の完了後当該委託業務について決算するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(委託期間途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第14条 構成員は、委託者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務の期間を完了 するまでは脱退することができない。
  - 2 構成員のうち委託期間の途中において前項の規定により脱退した者がある場合におい ては, 残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。

(構成員の除名)

- 第14条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、委託期間途中において重要な義務の不履行 その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては,他の構成員全員及び委託者の承 認により当該構成員を除名することができるものとする。
  - 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては,前条第2項を準用するものと する。

(委託期間中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第15条 構成員のうちいずれかが委託期間途中において破産又は解散した場合においては,第1 4条第2項を準用するものとする。

(代表者の変更の禁止)

- 第15条の2 正当な理由がなく,代表者が脱退すること又は,代表者を除名することはできない。 (解散後の契約不適合責任)
- 第16条 当企業体が解散した後においても,当該委託業務につき契約内容に適合しないものがあったときは,各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第17条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

	,		,	
	,			,
	,	は,上記のとおり共同企業体	協定を締結したので、	その証拠とし
てこの協定書を_	通作成し,	各通に構成員が記名捺印し,	各自所有するものと	する。

令和 年 月 日

 第1構成員
 住
 所

 (代表者)
 商号又は名称

 代表者職氏名
 印

 第2構成員
 住
 所

 商号又は名称

代表者職氏名 印

第3構成員 住 所 商号又は名称 代表者職氏名 印 第4構成員 住 所 商号又は名称 代表者職氏名 印 住 所 第5構成員 商号又は名称 印 代表者職氏名 第6構成員 住 所 商号又は名称 印 代表者職氏名 住 所 第7構成員 商号又は名称 代表者職氏名 印